

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私が20歳になった頃、母親がA市町村役場B支所で、私の国民年金の加入手続と申立期間の免除申請を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料は、未納ではなく免除されているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、「私が、息子の国民年金の加入手続と免除申請を一緒に行った。」と供述しているところ、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人について平成6年*月*日付けの国民年金被保険者資格取得届が同年4月11日に受付されていることが確認できる。

また、申立人の姉は、「私の国民年金の加入手続と免除申請は全て母親にやってもらった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の姉については、同人が20歳に達した平成3年*月から6年3月までの期間が免除期間であることが確認できることから、当該免除申請の手続を毎年行っていた申立人の母親が、申立人の申立期間に係る免除申請を失念するとは考え難く、申立人についても平成6年4月11日に国民年金の加入手続と合わせて国民年金保険料の免除申請が行われたものと推認できる。

さらに、国民年金保険料の免除申請は、制度上、審査を経て申請があった日の属する月の前月から承認されることとされているとともに、申立人は、当時、学生で所得が無い上、オンライン記録における申立人の父親に係る厚生年金保険被保険者記録及び申立人の母親に係る国民年金被保険者記録の状況からみて、申立期間の保険料についても、免除が承認される要件を満たしていたものと考えられる。

加えて、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間直後の平成6年度は免

除期間となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

年金事務所からの回答では、申立期間は国民年金保険料の未納期間とされている。しかし、私は国民年金制度発足後、しばらくは国民年金に加入していなかったが、昭和37年9月頃にA市町村役場で加入手続した時に申立期間の保険料をまとめて納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金被保険者期間において国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和37年9月頃に役場において国民年金の加入手続と同時に過年度保険料となる申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年9月1日であることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は同年11月30日に払い出されており、その時点において申立期間に係る保険料を過年度納付することは可能である。

さらに、厚生省（当時）の通知によると、申立期間については、当時、当該通知の取扱いに協力する市区町村では、預かり証を交付して過年度保険料を代行徴収できたことから、申立人が申立期間に係る過年度保険料を区役所の窓口で納付したとする主張に不自然さは無い。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の納付記録によると、申立期間直後の昭和37年度から43年度までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳の検認印から、申立人は当該期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるにもかかわらず、申立人に係る被保険者台帳の当該期間の納付記録が空欄となっていることから、申立期間に係る納付記録においても、社会保険事務所（当時）の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

私は、「今、国民年金保険料を遡って納めると年金がもらえる。」と聞き、夫と一緒に国民年金の加入手続をして、時期は忘れたが、国民年金保険料を遡って納付したことを記憶している。社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間の保険料が未納とされているので記録の訂正を希望する。

もし、記録が訂正されないのなら、年金をわずかな期間しか受給しないまま死亡した夫が納付した国民年金保険料を、私の申立期間の保険料に振り替えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫と一緒に国民年金の加入手続をして、夫と自身の国民年金保険料を遡って納付した。」と主張しているところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人及びその夫は、第2回特例納付を利用して昭和50年12月27日に36年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間に係る申立人及びその夫の納付記録は確認できない。

また、申立人は、特例納付に関する具体的な記憶は無い上、申立期間の保険料は、第2回特例納付及び第3回特例納付を利用して納付することが可能であるものの、申立人及びその夫の遡り分の保険料相当額を出金したとするA銀行B支店の普通預金口座における昭和50年3月から56年3月までの出金記録の調査を行ったが、前述の特例納付されたことが確認できる保険料を含め申立期間の保険料を納付するために出金されたものとうかがえる記録は特定できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、「年金がもらえると聞いて無理して国民年金保険料を納付した夫は、わずかな期間しか年金を受給しないまま死亡したため、夫の納付した保険料を、私の申立期間の保険料へ振り替えてほしい。」と申し立てているが、制度上、夫の国民年金被保険者期間における納付記録を妻の国民年金の未納期間へ充当はできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月

私は、当時、公立学校に講師として勤務していたが、平成13年3月26日付けで任期が満了し、同年4月9日付けで再度任用された。

その間、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成13年6月頃、申立期間の国民年金保険料をA金融機関かB銀行C支店で納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成13年3月27日に厚生年金保険の資格を喪失しており、同日以降に、申立人に対し、国民年金被保険者資格の取得勧奨が行われ、申立期間後の同年11月26日付けで、「未加入期間国年適用勧奨」の未適用者一覧表が作成されていることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況についての記憶が明確でない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「平成12年6月頃、11年3月と12年3月の国民年金保険料を、A金融機関で納付した。」と供述しているところ、申立人の国民年金保険料に係る領収済通知書によると、申立人に係る平成11年3月の国民年金保険料は12年2月15日にE金融機関で、12年3月の保険料は13年7月18日にA金融機関で納付されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から53年5月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から53年5月まで

私は、結婚してすぐ、夫に言われてA市町村役場B支所で国民年金の加入
手続と付加年金の申込みを行い、C銀行（現在は、D銀行）E支店で口座振
替の手続を行った。

申立期間は、国民年金保険料及び付加保険料を納付しているはずなので、
記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年3月に結婚してすぐ、夫に言われてA市町村役場B支
所で国民年金の加入手続と付加年金の申込みを行った。」と主張しているもの
の、所得比例（付加）保険料の納付に関する制度が施行されたのは昭和45年
10月からであり、A市町村は、B支所では昭和61年以前は国民年金の取扱い
はしていなかったと回答している上、申立人がその後住所を移したF市町村保
管の国民年金被保険者名簿によると、昭和53年6月9日に国民年金に任意加
入し、同日に付加保険料の申出を行っていることが確認できることから、申立人
に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる
事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民
年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「夫から国民年金に加入するように言われ、自分で加入手
続を行った。」と主張しているものの、国民年金の加入手続及び保険料の納付
についての具体的な記憶が無い上、申立人に国民年金の加入及び保険料の納付
について助言したとする夫は既に死亡していることから、当時の申立人に係る
国民年金の納付状況の詳細については確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうか
がわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 10 月 1 日から 49 年 9 月 30 日まで A 事業所に正社員として勤務し、織機操作に従事していたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 30 日まで勤務していたことが確認できる同僚の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの、45 年 10 月以後の一定期間、同事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 事業所は既に廃業しており、同事業所の元事業主は、「書類は残っていない。」と供述しているほか、厚生年金保険の適用に関して、「1 年間ほど試用期間を設けていた。」と供述している。

また、申立人が記憶する別の同僚及び当時の給与事務担当者については、A 事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚 5 人のうち連絡先の判明した 4 人に照会したところ、回答が得られた 3 人からは、申立人の勤務について供述が得られないほか、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月9日から同年7月31日まで
② 昭和49年2月4日から同年3月29日まで
③ 昭和49年4月16日から同年5月26日まで
④ 昭和53年7月20日から同年10月1日まで
⑤ 昭和54年2月26日から同年3月23日まで
⑥ 昭和59年6月14日から同年7月11日まで

申立期間①については、私は、昭和46年7月9日にA社所有船舶「B船」の船長として雇い入れられ、同年7月31日に雇い止めされているが、社会保険事務所（当時）の記録では当該船舶所有者における船員保険被保険者記録が無いので、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②及び③については、C社所有船舶「D船」の船長として、i) 昭和49年2月4日に雇い入れられ同年3月29日に雇い止め、ii) 同年4月16日に雇い入れられ同年5月26日雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では、当該船舶所有者における両期間の船員保険被保険者記録が無いので、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間④については、昭和53年7月20日にE社所有船舶「F船」の船長として雇い入れられ、同年12月1日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では資格取得日が同年10月1日となっているので、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑤については、昭和54年2月26日にG社所有船舶「H船」の船長として雇い入れられ、同年3月23日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では当該船舶所有者における船員保険被保険者記録が無いので、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑥については、昭和59年6月14日にI社所有船舶「J船」の一航士として雇い入れられ、同年7月11日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では当該船舶所有者における船員保険被保険者記録が無いので、

当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した船員手帳の写しには、船名「B船」、職務「船長」、船舶所有者「A社」、雇入期間「臨時1ヶ月」、雇入年月日「昭和46年7月9日」、雇止年月日「昭和46年7月31日」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、上記船舶所有者の代表取締役は既に死亡しているため、申立期間①における申立人の船員保険料の控除及び短期間の臨時船員についての船員保険加入状況について供述が得られなかった。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①前後に船員保険被保険者記録が確認できる同僚4人に照会したところ、回答の得られた3人からは、申立人が申立期間①において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者番号に欠番は無く、申立人の申立期間①に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が提出した船員手帳の写しには、船名「D船」、職務「船長」、船舶所有者「C社」、i) 雇入期間「不定」、雇入年月日「昭和49年2月4日」、雇止年月日「昭和49年3月29日」、ii) 雇入期間「S49.5.31迄臨時」、雇入年月日「昭和49年4月16日」、雇止年月日「昭和49年5月26日」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は、i) 申立人は船員派遣業者から派遣された者であり、派遣業者との派遣条件で、雇用期間が短期間でもあったので、本人への手取金額のみで乗り込んでもらい、当社では船員保険の加入手続は行っていない、ii) 申立人の申立期間に係る保険料は控除していない、iii) 申立人の申立てどおりの届出を行っていない旨を回答している。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間②及び③前後に船員保険被保険者記録が確認できる同僚10人に照会したところ、回答の得られた6人からは、申立人が申立期間②及び③において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者番号に欠番は無く、申立人の申立期間②及び③に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④については、申立人が提出した船員手帳の写しには、船名「F船」、職務「船長」、船舶所有者「E社」、雇入期間「不定」、雇入年月日「昭和53

年7月20日」、雇止年月日「昭和53年12月1日」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間④については、社会保険事務所の記録によると、E社が船員保険の適用事業所になったのは昭和53年10月1日であり、当該期間は適用事業所となっていない。

また、上記船舶所有者の代表取締役は所在不明のため、申立期間④における申立人の船員保険料の控除について供述が得られなかった。

さらに、E社が船員保険の適用事業所になった日に資格取得している者は、申立人と同僚1人の2人であるが、この同僚は、既に死亡しているため、申立人の申立期間④における船員保険料の控除についての供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤については、申立人が提出した船員手帳の写しには、船名「H船」、職務「船長」、船舶所有者「G社」、雇入期間「不定」、雇入年月日「昭和54年2月26日」、雇止年月日「昭和54年3月23日」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者の代表取締役は既に死亡しているため、申立期間⑤における申立人の船員保険料の控除について供述が得られなかった。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間⑤前後に船員保険被保険者記録が確認できる同僚8人に照会したところ、回答が得られた3人からは、申立人が申立期間⑤において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者番号に欠番は無く、申立人の申立期間⑤に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間⑤における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥については、申立人が提出した船員手帳の写しには、船名「J船」、職務「一航士」、船舶所有者「I社」、雇入期間「臨時40日間」、雇入年月日「昭和59年6月14日」、雇止年月日「昭和59年7月11日」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は、i) 申立人の申立期間に係る保険料の控除等は不明である、ii) 25年前のことであり資料は無い、iii) 当時の事務担当者は高齢であり記憶も定かでない、iv) 当時、期間を限定した臨時雇用契約であり、短期間契約の場合は1乗船日あたりの本人手取日給で雇い入れする方法が通例で、申立人の場合も通例に従って雇い入れされたものと思う、v) しかも申立人の船員手帳によると、契約期間を満たさず本人の申出による下船となっており1か月未満の給与計算のため正規の給与記録は無く現金を手渡しで支払ったものと推測される旨を回答している。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間⑥

前後に船員保険被保険者記録が確認できる同僚8人に照会したところ、回答が得られた5人からは、申立人が申立期間⑥において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者番号に欠番は無く、申立人の申立期間⑥に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間⑥における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として全ての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。